

消費税増税に伴う医療機関への特別措置を求める意見書

昨年、税と社会保障の一体改革法案が成立したことにより、消費税増税が平成26年4月から8%、平成27年10月からは10%に引き上げされることが決まっている。

景気動向により、時期はまだ流動的ではあるものの、社会保障制度維持のためには、増税は避けられないものと考えているが、逆進性も指摘されているところから、軽減税率や低所得者への還付など、軽減対策も議論がなされてもいる。

そのなかで、深刻な影響が及ぼされる恐れがあるのが医療機関である。医療機器や薬剤、その他諸経費等、医療機関も消費税を納めているが、診療報酬等、医療費は非課税であるため、収入としては消費税額を徴収できないため、支払った消費税額は控除できず医療機関の費用となり、きわめて不合理な税負担としているのが現状である。

とりわけ、不採算部門を受け持ち、財政基盤がきわめて脆弱な地方の公立病院等の医療機関への影響は甚大であると危惧される。

医師不足により、全国の8割を超える公立医療機関が赤字経営を余儀なくされ、地方医療の崩壊として大きな社会問題化したのは、記憶に新しいところである。総務省指導による改革プランの実施や、各地方公共団体や自治体医療機関の懸命の自助努力により、一時的な危機は脱したものの、今なお、厳しい経営を強いられているこの時期に、なんらの措置も施されることもなくそのまま増税がなされれば、経営破綻が避けられない公的医療機関も数多くにのぼるものと懸念される。

国においても、診療報酬の引き上げで手当てすることも検討されているようだが、元来非課税である診療報酬の引き上げによる措置は、被保険者の負担増につながりかねない。第一、国が進めている医療費抑制政策との矛盾を抱えている。

また、地方公立医療機関に対しては、地方交付税で手当てすることも考えられるが、財源不足から臨時財政対策債の発行で賄っているのが現状であるところから、交付税措置による対応もきわめて非現実的な策と言わざるを得ない。

よって、国民の生命と健康を守ることは国の責務であるところから、医療の安全安心、特に危機に瀕している地方医療を守るため下記のとおり、医療機関に対する消費税増税に関する特別措置を講じるよう、強く求める。

記

1. 医療機関に対する消費税額は5%のままに据え置く等、軽減税率を適用すること。適用しない場合は、還付金で対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月2日

衆議院議長	伊吹	文明	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	新藤	義孝	殿
厚生労働大臣	田村	憲久	殿

静岡県藤枝市議会
議長 水野 明